

## 学校給食費の無償化に関する意見書（案）

学校給食法は、学校給食が子供の心身の健全な発達に資するものであるとし、学校における食育の推進をその目的としている。教育の一環として実施されている学校給食の意義は大きく、教科学習や児童・生徒の発育等と共に、学校教育の大きな柱となっている。憲法第26条では、「義務教育は、これを無償とする」と明記されているにもかかわらず、学校給食費はいまだに無償化されていない。

また、コロナ禍の経済的な影響が長期化し、収束の見通しも立たない中、原油の供給不足や天候不順に加え、ロシアによるウクライナ侵略の影響により、燃料や食品などの生活必需品の価格がかつてない勢いで高騰し、家計を直撃している。学校給食費を無償化することにより、経済的に苦しい状況にある保護者の負担を軽減することが切実に求められている。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、学校給食費の無償化を実施するよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年6月 日

東京都議会議長 三宅 しげき

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
文部科学大臣

} 宛て